

農林水産部各室課の長
県土整備部各室課の長
広域振興局の総務担当部等の長
広域振興局等の農林水産担当部等の長
及び農林水産部所管出先機関の長
広域振興局土木部長
広域振興局土木部等に置く所の長
県土整備部所管出先機関の長

様

県土整備部長

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の
最低制限価格制度に関する事務処理要領の改正について（通知）

「建設関連業務委託の最低制限価格制度導入に伴う事務処理要領の整備について」（平成 2 1 年 6 月 2 9 日建技第 2 1 8 号）の一部を下記のとおり改正したので、通知します。

記

1 改正の内容

最低制限価格は、予定価格に 0. 8 を乗じて得た額（以下「基準値」という。）を基準とし、基準値に無作為に発生させた係数を乗じて得た額で、基準値の 9 9 パーセント以上 1 0 1 パーセント以下の範囲内の額（1 万円単位）とする。

2 適用時期

平成 2 4 年 7 月 1 1 日以降に入札公告に付するものから適用する。

3 その他

改正後の要領については、ネットワーク・コンピュータの「K000008」→「h_建設技術公」→「●資格審査等」→「02 建設関連業務」→「00 例規集」→「03 最低制限価格制度」に保存しています。

担当 電話	建設技術振興課（建設業振興担当） 5 9 4 3
----------	-----------------------------